

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 木 智 司 書 記 石 川 敦 詞

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

議第73号 垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例の制定について

議第74号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部改正について

- (1) 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (2) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (3) 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

議 第 75 号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議 第 76 号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正について

議 第 77 号 垂井町火入れに関する条例の一部改正について

議 第 78 号 令和 7 年度垂井町一般会計補正予算（第 6 号）

議 第 79 号 令和 7 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議 第 80 号 令和 7 年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 請願第 2 号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより令和 7 年第 5 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 水野忠宗議員、4番 渡辺保彦議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（広瀬隆博君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 3 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 1 件、教育委員会からの報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議第73号 垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例の制定について

議第74号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(1) 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(2) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(3) 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

議第75号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議第76号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正について

議第77号 垂井町火入れに関する条例の一部改正について

議第78号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

議第79号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第2、議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから議第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから議第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）までを一括にて提案説明をさせていただきます。

議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、新たに創設された乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する事項について定めるものでございます。

議第73号 垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例の制定につきましては、廃棄物の処理の広域化に必要な財源に充てることを目的に新たな基金を創設するため、必要な事項を定めるものでございます。

議第74号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第75号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、町が新たに実施するプラスチック製容器包装の収集に関し、手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

議第76号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正につきましては、垂井町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

議第77号 垂井町火入れに関する条例の一部改正につきましては、森林法に基づく森林等への火入れの許可について、火入れを中止しなければならない場合の気象に関する情報を新たに加えるほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第78号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億8,703万5,000円を追加し、予算総額を110億8,960万1,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、府中地区まちづくりセンター移転改修工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行いました。

民生費では、障害児施設給付費等給付事業に係ります扶助費につきまして、増額の措置を行いました。

衛生費では、使用料及び手数料等の増額に伴う財源更正を行った次第でございます。

農林水産業費では、環境保全活動支援金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行いました。

土木費では、PCB廃棄物収集運搬処分業務に係ります委託料につきまして、増額の措置を行ったところでございます。

また、教育費では、不破中受水槽ポンプ取替工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行いました。

公債費では、償還元金の減額と償還利子の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

なお、財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、繰越明許費につきましては、府中地区まちづくりセンター移転改修事業に係ります経費を令和8年度に繰り越すことをお願いいたしますものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、府中地区まちづくりセンター移転改修工事及び府中地区まちづくりセンター移転改修工事監理業務の追加をお願いするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、追加をお願いいたしますものでございます。

次に、議第79号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ200万1,000円を追加し、予算総額を25億8,893万8,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、保険給付費では、出産育児一時金に係ります負担金、補助及び交付金及び役務費につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、県支出金及び繰入金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ638万円を追加し、予算総額を29億4,070万8,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、保険給付費では、高額医療合算介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

地域支援事業費では、訪問・通所型サービス負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 吉野敬子子育て推進課長。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、子育て推進課所管に係ります議第72号と議第74号の2議案について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本案は、通称こども誰でも通園制度と言われております乳児等通園支援事業を本町において実施するに当たり、当該事業の設備及び運営に関する最低基準を条例として定めるものでございます。

乳児等通園支援事業は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形の支援を強化するために創設されました。

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度でございます。

事業を実施するに当たっては、その設備や運営に関する基準について、国が定める基準を基に市町村が条例で定めることとされていますが、本条例で規定する最低基準は国が定める基準と同一の水準としております。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

議案書を御覧ください。

条文は章立てで3つの章で構成しております。

まず、第1章、総則でございます。

第1条は、条例の趣旨でございます。

本条例が児童福祉法第34条の16第1項に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の最低基準に関し必要な事項を定めるものであることを規定しております。

第2条では、最低基準の目的が利用乳幼児の心身の健やかな育成を保障するものであることを規定しております。

第3条は、町が最低基準の向上に努めること、第4条では、事業者が最低基準を超えて常に設備と運営の向上を図ること、また最低基準を理由に水準を下げてはならないことを定めており、基準を単なる最低ラインにとどめない考え方を示しております。

第5条では、利用乳幼児の人権、人格の尊重、地域との連携と運営内容の説明責任、自己評価と外部評価による質の向上、採光、換気、危害防止等に配慮した構造設備といった事業者の

一般原則を定めます。

第6条は、町の暴力団排除条例を引用し、事業者及び職員が暴力団やその関係者であってはならないことを規定します。

第7条は、非常災害に対する備えと避難、消火訓練の実施を、第8条では、安全計画の策定を事業者に義務づけ、利用乳幼児の安全の確保を図るための体制を規定します。

第9条は、自動車運行時の所在確認についての規定であり、日常的に送迎車両を運行する場合には置き去り防止装置による確認を義務づけています。

第10条では、事業所職員の一般的要件を、第11条は、事業所職員の知識、技能の向上のために、職員と事業者がそれぞれなすべきことを定めております。

第12条では、他の社会福祉施設等と併設する場合の設備及び職員の基準として、乳児等通園支援に支障がない範囲で設備・職員の一部を兼ねることができると規定します。

第13条では、利用乳幼児の差別的取扱いの禁止、第14条では、虐待等の禁止を定めています。

第15条は、衛生管理や感染症、食中毒防止のための体制と、医薬品などの備えと管理を、第16条では、食事提供を行う場合の調理設備の整備等を規定しております。

第17条は、事業の運営に関する重要事項について内部規定を定めることを義務づけるものです。

第18条は、事業所に備えるべき帳簿の整備、第19条は、職員及び事業者の守秘義務、第20条は、苦情への適切な対応を義務づけております。

第2章、乳児等通園支援事業。

第1節、通則でございます。

第21条は、乳児等通園支援事業を一般型と余裕活用型の2つに区分しております。

一般型は独立した事業所で行う事業であり、余裕活用型は保育所、認定こども園、家庭的保育事業等において、利用定員に余裕がある範囲で未就園児を受け入れる形態として定義します。

第2節は、一般型乳児等通園支援事業の規定でございます。

第22条は、設備の基準、第23条は、職員の基準、第24条は、子ども・子育て支援法に基づく特例保育を行う事業者が同じ事業所で一般型乳児等通園支援事業を行う場合の特例であり、設備及び職員の基準について、第22条、第23条の適用を除外する規定となっております。

第25条は、支援内容の基本的な考え方を定めており、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく国の指針に準じつつ、乳児等通園支援事業の特性に留意し、利用乳幼児及び保護者の心身の状況等に応じて支援を行うことを求めています。

第26条は、保護者との連携規定であり、保護者と密接に連絡を取り、支援内容等について理解と協力を得るよう努めることを定めております。

第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業の規定でございます。

第27条では、設備及び職員の基準について、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所の区分に応じ、それぞれ既存の条例に定める基準を準用し、重複した詳細規定を置か

ないこととしております。

第28条では、一般型の支援内容と保護者との連携規定を余裕活用型にも準用することとしております。

第3章、雑則でございます。

第29条は、電磁的記録に関する規定であり、帳簿などを紙の書面に代えて電磁的記録で行うことを可能とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとします。

ただし、第24条の規定は国における制度の本格実施に合わせ、令和8年4月1日から施行するものといたします。

以上、議第72号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第74号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、虐待防止規定の条文整理や乳幼児の健康診断の取扱いが変更されたことを受け、関連する3つの基準条例について所要の整備を行うものでございます。

それでは、条文と併せ、新旧対照表の1ページから御覧ください。

第1条は、垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

第26条は、職員の虐待等の禁止を規定しておりますが、引用条文の条項ずれを改めるとともに、国の基準の変更に伴い施設類型ごとに追加された禁止行為の根拠法令を括弧書きで追加いたします。

第2条は、垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

まず第13条は、虐待等の禁止規定について、第1条と同様に引用条文の条項ずれを改めます。

続いて、第18条は、事業者が実施すべき健康診断を規定していますが、第2項では乳幼児の利用開始前に行う健康診断を乳幼児が児童相談所等で既に受けている場合に限り省略ができるとしていたところを、新たに母子保健法に基づく乳幼児健康診査が行われた場合にも同様の扱いができるよう改めるものでございます。

第3条は、垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

第13条の虐待等の禁止規定において、第1条と同様に引用条文の条項ずれを改めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとします。

以上、議第74号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第73号と議第75号の2議案について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第73号 垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例の制定について御説明させていただきます。

まず、本条例の制定理由についてでございます。

垂井町クリーンセンターでは、平成9年から稼働し、これまで延命化のための大規模な改修なども行いながら28年が経過をしております。仮に、今後新たな施設を建設いたしますと、国の交付金の対象とならない本町におきましては多くの費用を町の単独の財源で賄う必要がございます。

また、岐阜県では、国の方針を受け、ごみ処理施設の広域化集約化計画が策定され、垂井町については、隣接します南濃衛生施設利用事務組合との広域化に向けた協議を進めていくこととされております。町では、廃棄物処理の在り方を検討いたしまして、南濃衛生施設利用事務組合への加入に向けた協議を進めているところでございます。

広域化により町単独で施設建設を行うより建設費用等は抑えることができる見込みと試算したところでございますが、組合加入時には多くの加入負担金等が必要となるため、加入までの期間において財源を積み立てるため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条文について御説明申し上げます。

議案書を御覧ください。

垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例。

第1条、設置では、設置の目的を廃棄物の処理の広域化に必要な財源とする旨を規定しております。

第2条、積立てでは、基金の積立てについて規定しております。

第3条、管理では、基金に関する現金の管理について規定しております。第2項において、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることを規定しております。

第4条、運用益金の処理では、基金の運用から生ずる収益の処理方法について規定しております。

第5条、繰替運用では、基金に属する現金を歳計現金に切り替えて運用できる旨を規定しております。

第6条、基金の処分では、第1条の目的を達成するために必要な場合に処分できることを規定しております。

第7条、委任では、その他基金の管理に関し、必要な事項は別に定める旨を規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第75号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、プラスチック製容器包装収集に関し、各地域に設置してありますごみステーションにおきまして、9月議会の補正予算にてお認めいただき現在作成しておりますプラスチック用の町指定ごみ袋で収集を行うに当たり、その手数料を定めることについて所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表は3ページを御覧ください。

垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別表第1の一般廃棄物処理手数料、可燃ごみの次にプラスチックに係る手数料を加えるものでございます。町が収集や運搬、処分をするに当たり、町指定ごみ袋大は1袋50円、小は1袋30円でございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日では、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項、経過措置では、改正後の規定は施行日以後に収集されるものについて適用することを定めるものでございます。

第3項、準備行為では、一般廃棄物処理手数料の徴収や必要な手続などについて、この条例施行日前においても行うことができることを定めるものでございます。

以上、議第73号及び議第75号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） ただいま上程されました議第76号及び議第77号の2議案につきまして、私から演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第76号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、農地利用最適化推進委員の定数について、農業委員会等に関する法律施行令において基準が規定されております。

現推進委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることから、この基準により定数を再計算いたしました。その結果、昨今、転用などにより農地面積が減少しており、定数を減少する必要が生じたことから、所要の改正をお願いするものであります。

改正内容について説明いたします。

議案書と併せまして、新旧対照表4ページを御覧ください。

第2条第2号につきまして、推進委員の定数を「11人」から「10人」に改めるものでござい

ます。

附則では、本条例が令和8年7月20日から施行されることを定めております。

次に、議第77号 垂井町火入れに関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、令和7年に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、総務省消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、報告書を取りまとめました。

この報告書において、林野火災に関する注意報や火災に関する警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、不破消防組合では火災予防条例の一部を改正いたしました。

条例改正により、管理者は気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるようになりました。

また、林野火災に関する注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内にある者は山林・原野等において火入れをしないと火の使用の制限に従うよう努めなければならないとされたことから、所要の改正をお願いするものであります。

改正内容について説明いたします。

議案書と併せまして、新旧対照表5ページを御覧ください。

第14条第1項では文言整理を行い、林野火災に関する注意報が発令された場合も火入れを行ってはならない旨の規定を追加いたしました。

また、同条第2項においても文言整理を行い、林野火災に関する注意報が発令された場合も速やかに消火しなければならない旨の規定を追加するものでございます。

附則では、本条例が令和8年1月1日から施行されることを定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、議第78号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,703万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億8,960万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書は11ページから、歳出から御説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費でございます。府中地区まちづくりセンター移転改修工事につきまして、今般、国の事業の採択を受けましたことから、工事請負費で9,218万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金で4,609万円を、町債で4,140万円をそれぞれ見込ん

でおるところでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。国民健康保険特別会計の出産育児一時金の増額に伴います町の負担分として、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして133万3,000円の増額をお願いするものでございます。

目4福祉医療費でございます。併用レセプト請求方式への変更に伴います福祉医療費の受給者証の再交付に係る経費といたしまして、先般、9月議会定例会におきまして、需用費の印刷製本費で13万1,000円をお認めをいただいているところでございます。当初、現存の封筒を使用する予定をいたしておりましたが、本件再交付は通常の交付事務とは異なり、4月以降、古い受給者証が使えなくなることや障がいをお持ちの方など多様な方々への送付となりますことから、受給者の皆様に確実に開封していただけるよう分かりやすい専用封筒を作成させていただきたく、7万6,000円の増額をお願いするものでございます。

また、受給者の増加などにより福祉医療費助成事業に係ります経費に不足が生じる見込みとなりましたので、役務費の福祉医療審査支払手数料では101万5,000円を、扶助費の福祉医療費助成費では2,825万1,000円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

財源の一部につきましては、県支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。放課後デイサービスなどの利用者増加に伴いまして、関連経費に不足が生じる見込みとなりました。障害児通所給付費等審査支払手数料として、役務費では1万4,000円を、障害児施設給付費等給付事業といたしまして、扶助費で3,801万5,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

財源につきましては、ただいま申し上げた扶助費に係ります経費の2分の1相当の国庫支出金と、4分の1相当の県支出金がそれぞれ交付をされる見込みでございます。

また、令和6年度子ども・子育て支援交付金などについて、国・県支出金の額が確定し、既交付額が超過となったため返還を行いますので、償還金、利子及び割引料では760万7,000円の増額を行うものでございます。

大変失礼しました。1つ戻っていただきましてその上、社会福祉費は介護福祉費を飛ばしておりますので、御説明をさせていただきます。

目10介護福祉費でございます。介護保険特別会計における地域支援事業等の増額に伴います町の負担分として、介護保険特別会計繰出金といたしまして79万8,000円の増額をお願いをいたすものでございます。失礼いたしました。

続きまして、戻りまして款3民生費、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費でございます。保護者の就労等の有無や理由の有無に関わらず、月10時間まで保育施設を利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度というものでございますが、令和8年4月から開始となります。

当町におきましても、当該制度による児童の受入れを行うため、関連経費といたしまして、需用費で、施設の消耗品といたしまして4万3,000円を、修繕料では24万7,000円を、使用料、

賃借料では2万2,000円を、備品購入費では12万8,000円を、それぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

目7留守家庭児童教室費でございます。留守家庭児童教室の会計年度任用職員人件費に不足が生じる見込みとなりましたので、報酬で100万円の増額をお願いするものでございます。

目14第2子以降出産祝金支給事業費でございます。当初予算におきまして、第2子以降出産祝い金として700万円をお認めをいただいております。申請者の増加に伴いまして予算額に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で100万円の増額をお願いをいたすものでございます。

財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、款4は衛生費でございます。項1保健衛生費、目6保健センター費でございます。当初予算でお認めをいただいております健康管理システム保守委託料でございますが、この一部につきまして国庫補助が受けられる見込みとなりましたので、国庫支出金の財源更正29万2,000円のお願いをしております。

項2清掃費、目3塵芥処理費でございます。令和8年4月からのプラスチック素材の容器包装の分別収集の開始に伴い、歳入において一般廃棄物処理手数料の増額をお願いをいたしますことから、塵芥処理事業に当該経費を充当するため、使用料及び手数料で財源更正を160万円をお願いをいたすものでございます。

ページをはねていただきまして、農林水産業費でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費でございます。当初予算におきまして、垂井町土地改良区に支払う交付金といたしまして、環境保全活動支援金でございますが、1,530万4,000円をお認めをいただいております。天候の影響により、西濃用水かんがいポンプ稼働に係る電気料金に不足が生じる見込みとなりましたことから、負担金、補助及び交付金におきまして、144万5,000円の増額をお願いするものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。道路事業2事業に係ります経費といたしまして、工事請負費では110万円を、補償、補填及び賠償金では150万円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

目4橋りょう維持費でございます。現在施工中でございます相川橋橋梁補修工事でございます。塗装の塗替えを行うに当たりまして、既存の塗料に低濃度のPCBが含まれておりますことから、その収集運搬処分につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、垂井町と収集運搬処分業者の間で直接契約を締結する必要がございますことから、当初予算において工事請負費で計上しておりました当該経費を委託料に組み替えるために、委託料で300万円の増額を、一方、工事請負費では300万円の減額をそれぞれお願いをいたすものでございます。

続きまして、項4都市計画費、目5運動公園管理費でございます。朝倉運動公園の第3テニスコートの人工芝が複数か所剥離をしておりますことから、工事請負費で187万円の増額をお願いをいたすものでございます。

教育費に入ります。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。不破中学校受水槽ポンプ1基が故障し、修繕が不可能であることから、工事請負費で423万8,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。スポーツ大会出場助成金でございますが、当初予算で80万円をお認めをいただいております。全国大会等への出場者の増加によりまして予算額に不足が生じる見込みとなりましたことから、負担金、補助及び交付金におきまして74万9,000円増額をお願いをいたすものでございます。

目2体育施設費でございます。表佐の南体育館につきまして、体育館内部を通過しております雨水排水管からの漏水により体育館のフロア部分の床板が変形をいたしましたことから、床の補修工事として工事請負費で120万円の増額をお願いするものでございます。

目3給食センター費でございます。学校給食に係る食材購入費用でございますが、物価高騰の影響により食材費の上昇が続いております。需用費の賄材料で350万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

款12公債費、項1公債費でございます。平成26年度に借入れをいたしました臨時財政対策債の償還元金と償還利子につきまして、借入れ後10年が経過をいたし、利率の見直しが行われました。その結果、利率が上昇しましたので利子分の償還額が増加をし、元金分の償還額が減少をするということになります。

そのため、目1の元金ではマイナスの104万6,000円の減額補正を、そして一方でページをはねていただいて、利子のほうでございますが、目2利子では令和6年度に新規借入れを行いました事業の実施額の確定と併せまして75万円の増額をお願いをいたすものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入のほうにつきまして御説明を申し上げます。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料でございます。

令和8年4月からのプラスチック素材の容器包装の分別収集開始に伴いまして、一般廃棄物処理手数料として160万円の増額をお願いするものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。障害児施設給付費等国庫負担金として1,900万8,000円の増額をお願いするものでございます。

項2国庫補助金でございます。目1総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として350万円、新しい地方経済・生活環境創生交付金といたしまして4,609万円を、目3衛生費国庫補助金では、当初予算でお認めをいただいております健康管理システム保守業務委託料の一部について国庫補助が受けられる見込みとなったことから、感染症予防事業費等国庫補助金といたしまして29万2,000円を、それぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金につきましては、障害者自立支援給付費

等県負担金として950万4,000円の増額をお願いするものでございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金でございます。第2子以降出産祝金支給事業費補助金で100万円、福祉医療費助成事業補助金で812万8,000円、福祉医療費助成事業事務費補助金で20万9,000円、それぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。収支の均衡を図るため、4,913万3,000円の増額をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、款20は諸収入、項5雑入、目5過年度収入でございます。過年度事業に関する国庫支出金の追加交付がございましたので、過年度国庫支出金では児童手当国庫負担金等過年度精算金として434万8,000円を、過年度県支出金では児童手当県負担金等過年度精算金で52万1,000円、農地・農業用施設災害復旧事業補助金過年度精算金で230万2,000円、それぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

それから、款21町債、項1町債、目1総務債でございます。歳出予算で計上いたしております府中地区まちづくりセンター移転改修事業工事の財源とするため、総務債で4,140万円の増額をお願いするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第2条御確認お願いいたします。

繰越明許費でございます。

繰越明許費、第2条でございますが、こちらは3ページに繰越明許費、第2表が載っております。

款2総務費、項1総務管理費、事業名を府中地区まちづくりセンター移転改修事業でございます。令和7年度の国の事業採択を受け、予算計上をしておりますが、契約の都合上、本年度補助対象事業分について年度内での完了は見込めないことから、事業費の全額の9,218万円につきまして、令和7年度から令和8年度への繰越しにて実施をすることをお願いをいたすものでございます。

次に、議案書は第3条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は第3表、4ページでございます。債務負担行為の補正のところ記載をさせていただいております。

府中地区まちづくりセンター移転改修事業につきまして、令和7年度と令和8年度、2か年で実施をいたしますことから、当該工事費、工事監理業務につきまして、債務負担行為の追加をお願いをするものでございます。

府中地区まちづくりセンター移転改修工事につきましては、債務負担行為の期間を令和8年度、限度額を1億3,827万円。その下、府中地区まちづくりセンター移転改修工事監理業務では、債務負担行為の期間を令和8年度、限度額385万円といたすものでございます。

次に、議案書は第4条の地方債の補正でございます。

地方債につきましては5ページ、地方債補正でございます。

地方債の追加につきましては、歳出予算で計上いたしました府中地区まちづくりセンター移

転改修工事の財源といたすため、4,140万円の増額をお願いするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等につきまして、変更はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。

17ページからは給与費明細書、19ページには地方債の明細書をそれぞれ添付させていただいておりますので、後ほどお目通しいたいただきますようお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第79号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,893万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、節18負担金、補助及び交付金でございます。国民健康保険被保険者が出産した場合に、お子さん1人につき50万円を支給しておりますが、対象者の増加に伴い予算に不足が生じる見込みとなりましたので、200万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、一般会計から3分の2を繰り入れ、3分の1は県から普通交付金が交付される見込みでございます。

次に、目2支払手数料、節11役務費でございます。被保険者が出産費用を医療機関の窓口で支払う経済的負担の軽減を図るため、保険者が出産育児一時金を医療機関に直接支払う制度である出産育児一時金直接支払制度を利用する場合、岐阜県国民健康保険団体連合会を介して支払いを行うため、支払手数料として1件当たり210円を連合会に支払う必要がございます。出産予定の増加に伴い、予算に不足が生じる見込みとなりましたので、1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県から普通交付金が交付される見込みでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款6県支出金、項1県補助金、目1民生費県補助金、節5保険給付費等交付金でございます。出産育児一時金に係る費用の3分の1及び支払手数料に係る費用が県から普通交付金として交付されるため、66万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節5出産育児一時金等繰入金でございます。歳出で200万円の増額補正をお願いする出産育児一時金の3分の2の金額を一般会計から繰り入れるため、133万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしく願

い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、保険給付費などにおきまして予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ638万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,070万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の8ページを御覧ください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目2介護予防福祉用具購入費、節18負担金、補助及び交付金の介護予防福祉用具購入費負担金でございます。要支援者がトイレや入浴関連などの福祉用具を購入した際に給付するもので、予算額に不足が見込まれることから、22万円の増額をお願いするものでございます。

項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費、節18負担金、補助及び交付金の高額医療合算介護サービス費負担金でございます。8月1日から翌年7月31日までの1年間に、介護保険と医療保険の両方を利用してその自己負担額の合計が上限額を超えた際に支給するもので、予算額に不足が見込まれることから、90万円の増額をお願いするものでございます。

款4地域支援事業費、項3介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節18負担金、補助及び交付金の訪問・通所型サービス負担金でございます。要支援者が利用する訪問介護やデイサービス事業に対し給付するもので、予算額に不足が見込まれることから、526万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。5ページを御覧ください。

歳入につきましては、給付費などに対する国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ予算計上をしております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございます。国の負担分として、給付費の居宅分の20%相当分、22万4,000円の増額をお願いするものでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金でございます。市町村の保険料基準額の格差調整のため交付されるもので、給付費の3%相当分、3万4,000円の増額をお願いするものでございます。

目4地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業国庫交付金でございます。地域支援事業に対する国の負担分として、事業費の20%相当分、105万2,000円の増額をお願いするもので

ございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金でございます。第2号被保険者の保険料について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の27%相当分、30万2,000円の増額をお願いするものでございます。

目2地域支援事業支援交付金の地域支援事業支援交付金でございます。同じく第2号被保険者の保険料について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、事業費の27%相当分、142万円の増額をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございます。県の負担分として、給付費の居宅分の12.5%相当分、14万円の増額をお願いするものでございます。

項3県補助金、目2地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業県交付金でございます。地域支援事業に対する県の負担分として、事業費の12.5%相当分、65万7,000円の増額をお願いするものでございます。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございます。町の負担分として給付費の12.5%相当分、14万円の増額をお願いするものでございます。

目3地域支援事業繰入金（総合事業）の地域支援事業費負担金繰入金（総合事業）でございます。地域支援事業に対する町の負担分として、事業費の12.5%相当分、65万8,000円の増額をお願いするものでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、歳入歳出予算の均衡を図るため、175万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第72号から議第80号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第3 請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する
請願

○議長（広瀬隆博君） 日程第3、請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、総務産業建設委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時03分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 水 野 忠 宗

会議録署名議員 渡 辺 保 彦